

R 1 建築設備実験棟他 2 棟排水管等調査業務 仕様書

1, 適用

- ・ 本仕様書は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「R 1 建築設備実験棟他 2 棟排水管等調査業務」に適用する。

2, 目的

- ・ 本業務は、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項における有害物質使用特定施設の点検のため建築研究所建築設備実験棟他 2 棟から敷設されている汚水排水管・研究廃水管等において、排水管等の内部洗浄を行い漏水の有無の調査を行うことを目的とする。

3, 履行場所

茨城県つくば市立原 1 番地

- ・ 国立研究開発法人建築研究所 構内

4, 一般事項

1) 受注者の負担の範囲

- ・ 業務の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者の負担とする。
- ・ 業務に必要な機材、仮設材、養生材及び重機等は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ・ 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
- ・ 安全管理に必要な仮囲い、バリケード、照明等が必要な場合は受注者の負担とする。
- ・ 廃棄物の処理は、受注者の負担とする。ただし、当初は別途し、精算するものとする。
- ・ 業務の実施において、当所のクレーン設備は、発注者と協議の上、無償で使用することができる。

2) 業務報告書の作成

- ・ 下記の項目を基に書式及び内容を担当者と協議し、業務報告書を作成すること。

- (1) 実施日
- (2) 調査項目
- (3) 調査内容
- (4) 調査方法
- (5) 業務結果（業務実施前・中・後写真含む）

3) 関係法令等の遵守

- ・ 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5, 業務関係図書

1) 業務計画書

- ・ 実施体制、全体工程表、作業計画（実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、安全管理計画等を具体的に定めたもの）等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

6, 業務現場管理

1) 業務管理

- ・ 品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

2) 業務責任者

- ・ 受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
 - ・ 業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。
- 3) 業務条件
- ・ 業務を行う日は、担当者の指示による。
 - ・ 業務実施可能時間は、平日の8：30～17：15とする。
 - ・ 業務時間の変更や休日に行う場合は、担当者の承諾を受けること。
- 4) 業務の安全衛生管理
- ・ 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、担当者へ報告すること。
- 5) 火気の取扱い等
- ・ 火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。
 - ・ 業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。
- 6) 危険物の取扱い
- ・ 業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。
- 7) 出入り禁止箇所
- ・ 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
- 8) 養生
- ・ 作業場所周辺等汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- 9) 後片付け
- ・ 業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- 7, 業務の実施
- 1) 服装等
- ・ 業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。
- 2) 担当者の立会い
- ・ 作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。
- 8, 業務に伴う廃棄物の処理等
- 1) 廃棄物の報告
- ・ 業務において発生する廃棄物は、種類・数量・重量を担当者へ報告すること。なお、報告様式は任意とする。
- 2) 産業廃棄物の処理
- ・ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。ただし、当初は別途し、精算するものとする。
- 9, 建物内施設等の利用
- 1) 共用施設の利用
- ・ 駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。
- 10, 作業用仮設物及び持ち込み資機材等
- 1) 作業用足場等
- ・ 労働安全衛生法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。
- 2) 持込資機材の残置

- ・ 業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

1 1、業務内容

1) 作業内容

- ・ 埋設排水管等の高圧洗浄車及び強力吸引車等による管内滞留物の除去及び洗浄を行う。
- ・ (建築材料実験棟) 排水溝内の滞留物の除去及び洗浄を行う。
- ・ (建築材料実験棟) 沈砂槽内の滞留物の除去及び洗浄を行う。
- ・ 埋設排水管等のテレビカメラによる排水管内の漏水の有無の調査を行う。
- ・ 木根や曲がりなどにより侵入不可の場合は、担当者と協議すること。

2) 作業範囲

① 建築設備実験棟

- ・ 分析室 床下污水排水管 約 1 7 m

② 建築材料実験棟

- ・ コンクリート室 (1)・モルタル室 排水溝 (グレーチング蓋・柵 2 箇所) 約 5 5 m
- ・ コンクリート室 (1) から沈砂槽 排水溝 (コンクリート蓋) 約 1 1 m
- ・ 沈砂槽 (コンクリート蓋) 1 箇所

③ 複合材料実験棟

- ・ 2 階試験室 (3) から屋外配管までの研究廃水管 約 1 2 m

④ 屋外配管

- ・ 建築設備実験棟分析室から敷地第一柵までの污水排水管 約 2 4 0 m
 - ・ 建築材料実験棟沈砂槽から実験排水モニター室までの研究廃水管 約 1 0 5 m
 - ・ 複合材料実験棟 1 階ボイラー室から建築材料実験棟前までの研究廃水管 約 1 2 5 m
- 合 計 約 4 7 0 m

(※ 作業範囲の詳細は、別紙の作業範囲図による)

1 2、履行期限

- ・ 契約日の翌日から令和 2 年 3 月 19 日まで

1 3、提出書類

- ・ 5, 1) で作成した業務計画書
- ・ 4, 2) で作成した業務報告書
- ・ 上記書類の書式は A 4 版縦横書きとし、ファイルに綴じ 1 部を提出するとともに、上記電子データを保存した電子媒体 1 部を提出すること。(電子媒体の種類は担当者の指示による)
- ・ その他担当者が指示したもの(書式、形態、部数は担当者の指示による)

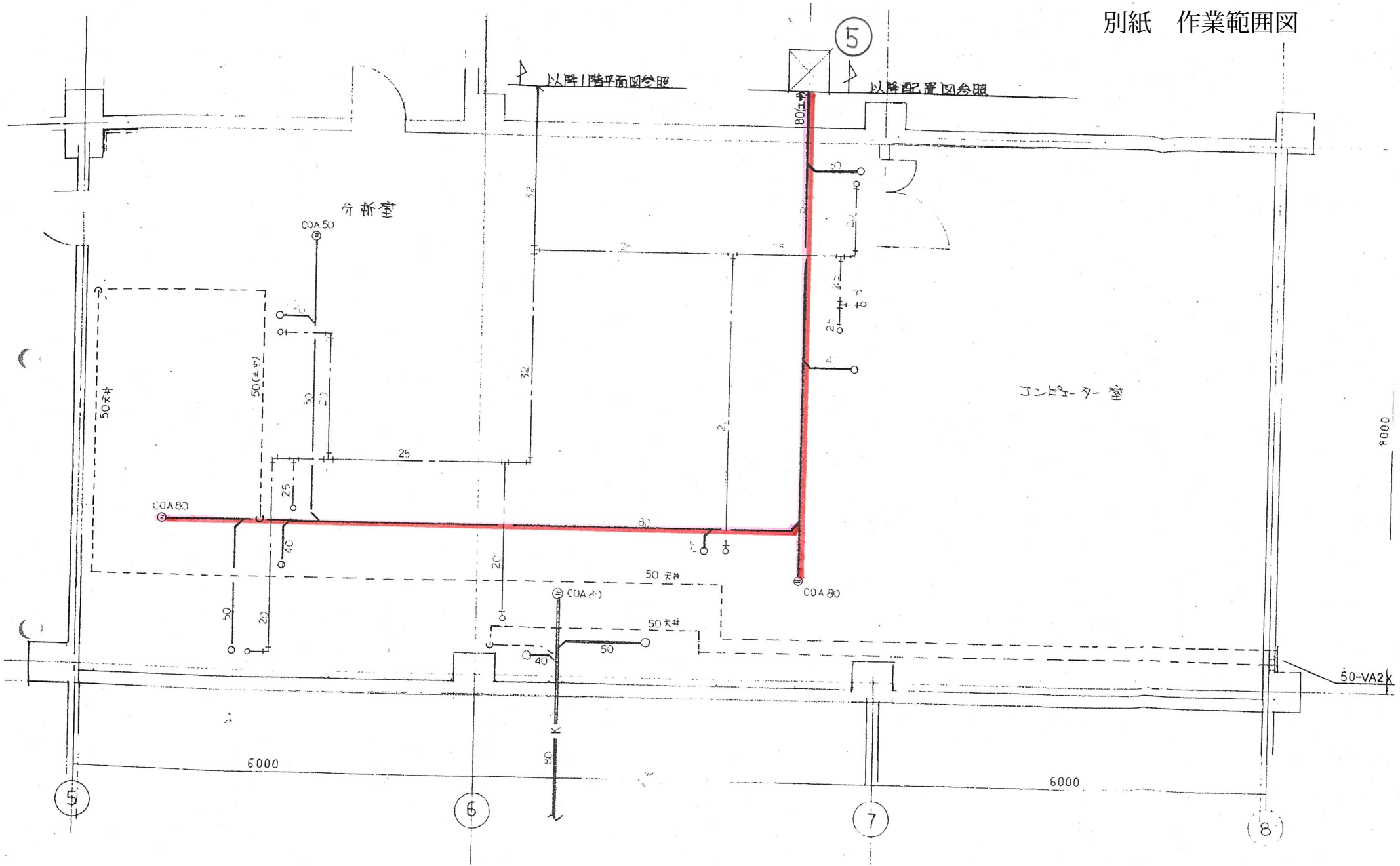
1 4、業務の検査

- ・ 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。
- ・ 検査に必要な資機材、契約図書、業務関係図書は受注者で用意すること。

1 5、疑義

- ・ 本業務に疑義が生じた場合は担当者と協議すること。

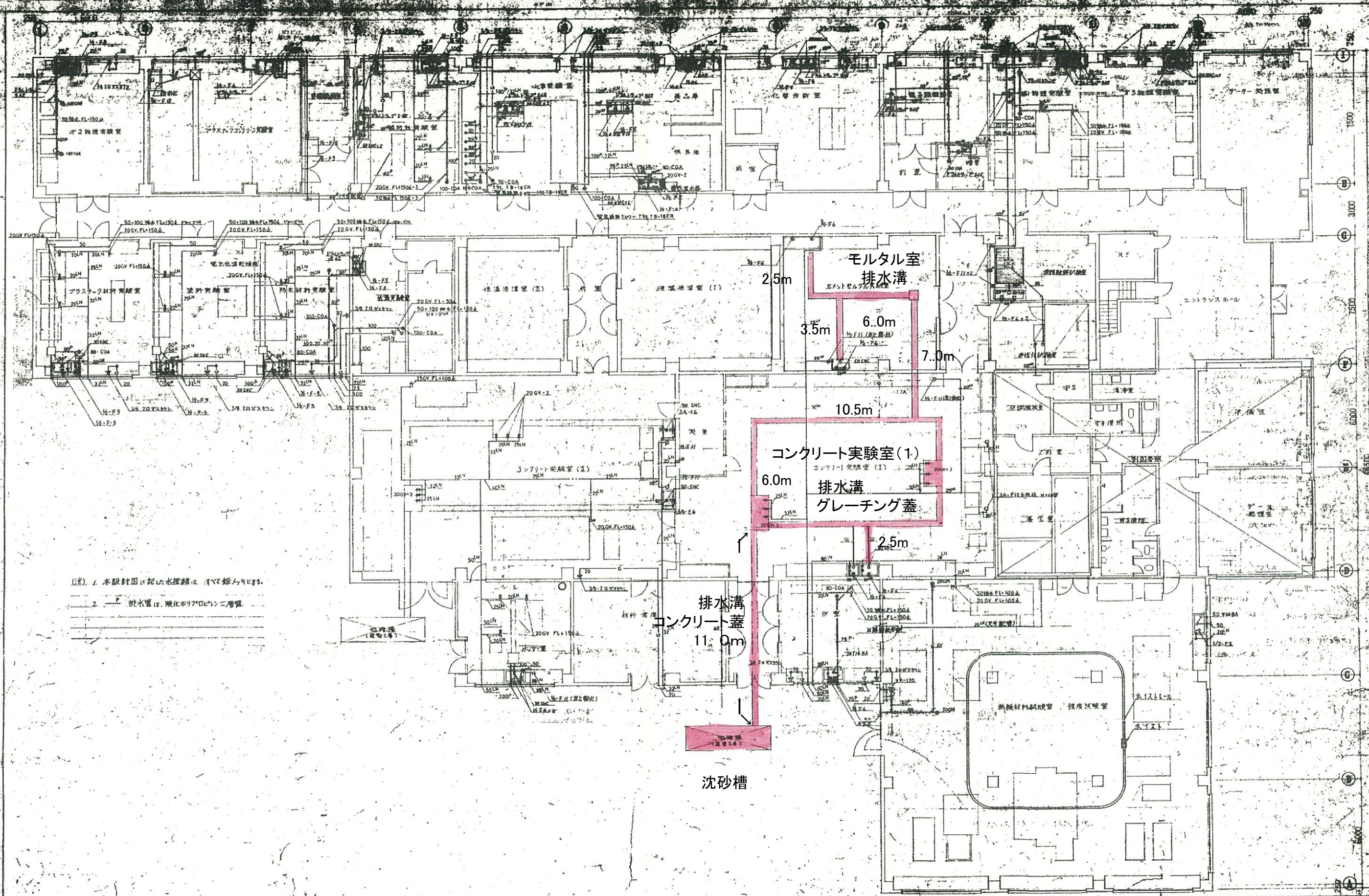
担当者 企画部 情報・技術課 早乙女 秀明



建築設備実験棟

分析室廻り詳細図 S: 1/50

※ 掃除口を除き、給水管、排水管及び研究排水管は、立上げ FL+100までとする。
 ※ 特記なき配管は土間配管とする。

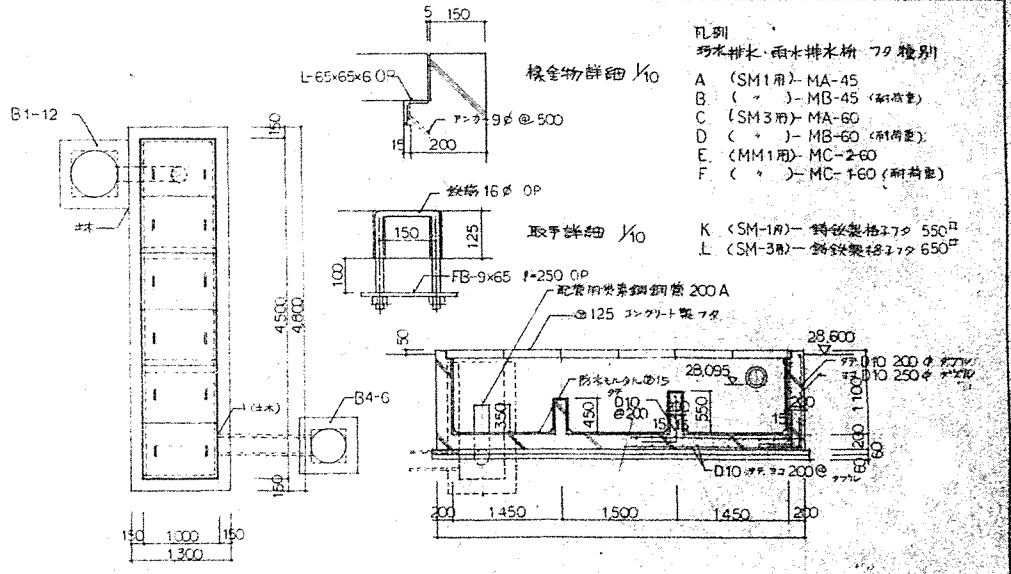
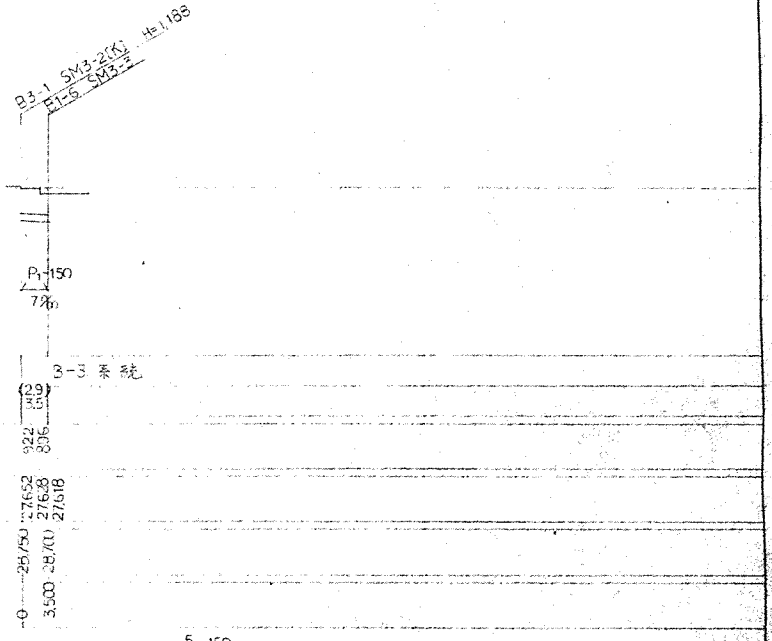
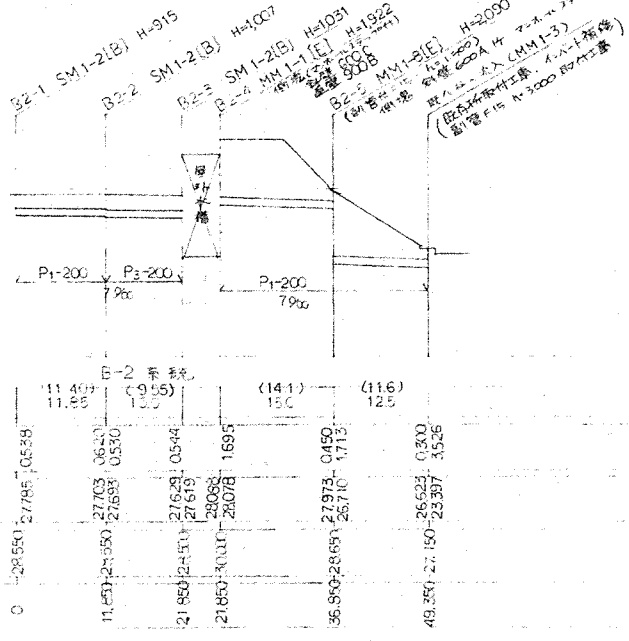
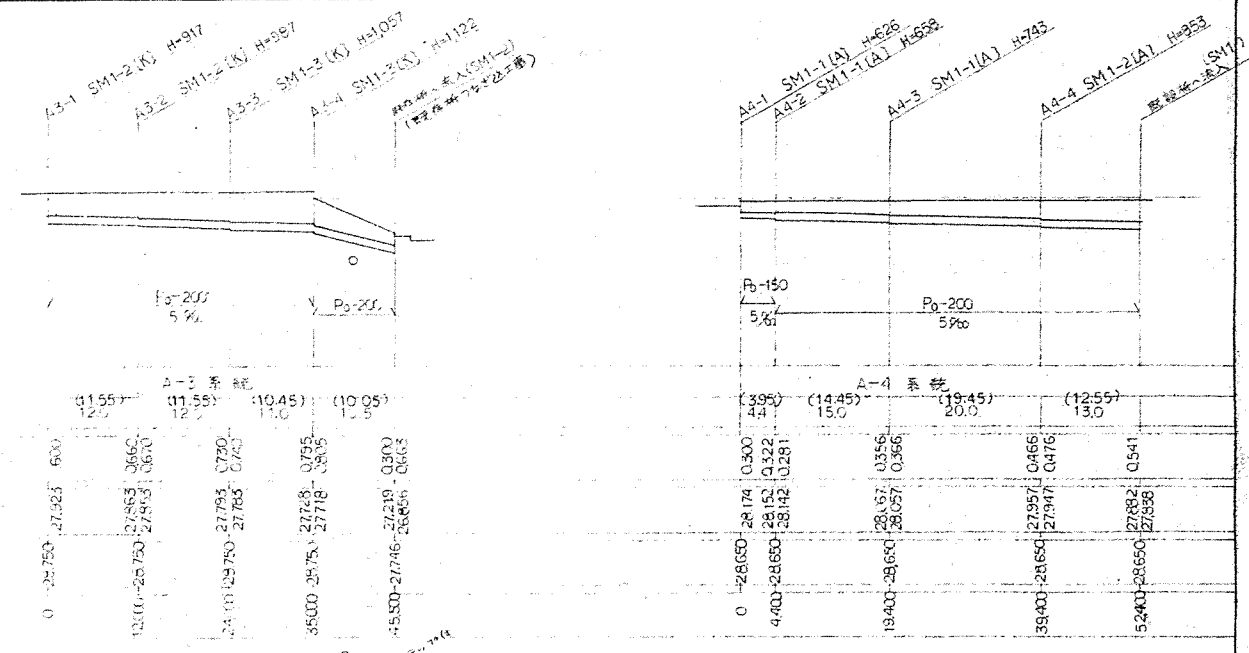


(注) 1. 本設計図に記した排水量は、100mm径の排水管
 2. 排水管は、強化ポリプロピレン二層管

建築材料実験棟-1階平面図

建築研究所 今10 建築士	118
新築/増築/改修	
建築事務所	

SM1-A4-200 6号機白



建築材料実験棟 コンクリート実験室・モルタル室 排水溝・沈砂槽



排水溝(グレーチング蓋)



502-14



モルタル室



排水溝
(コンクリート蓋)



前室



502-15

コンクリート実験室(1)



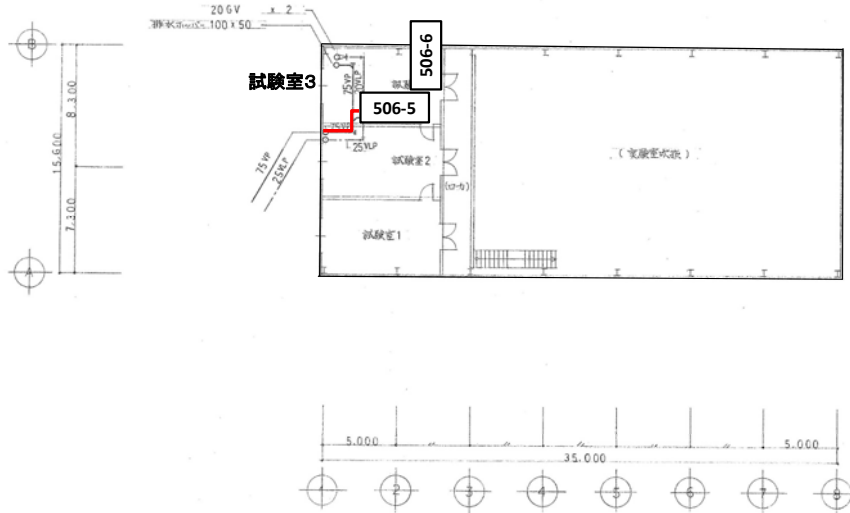
排水溝(グレーチング蓋)

沈砂槽

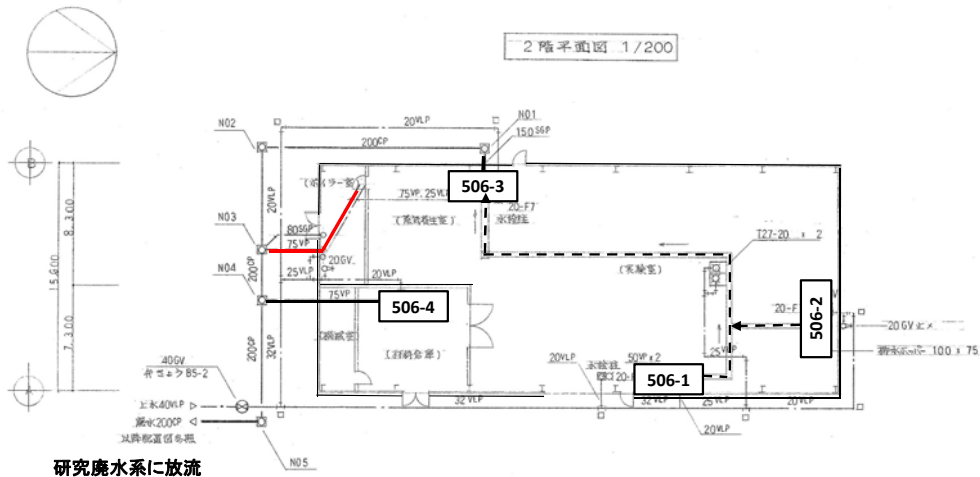


沈砂槽

複合材料実験棟



2階平面図 1/200



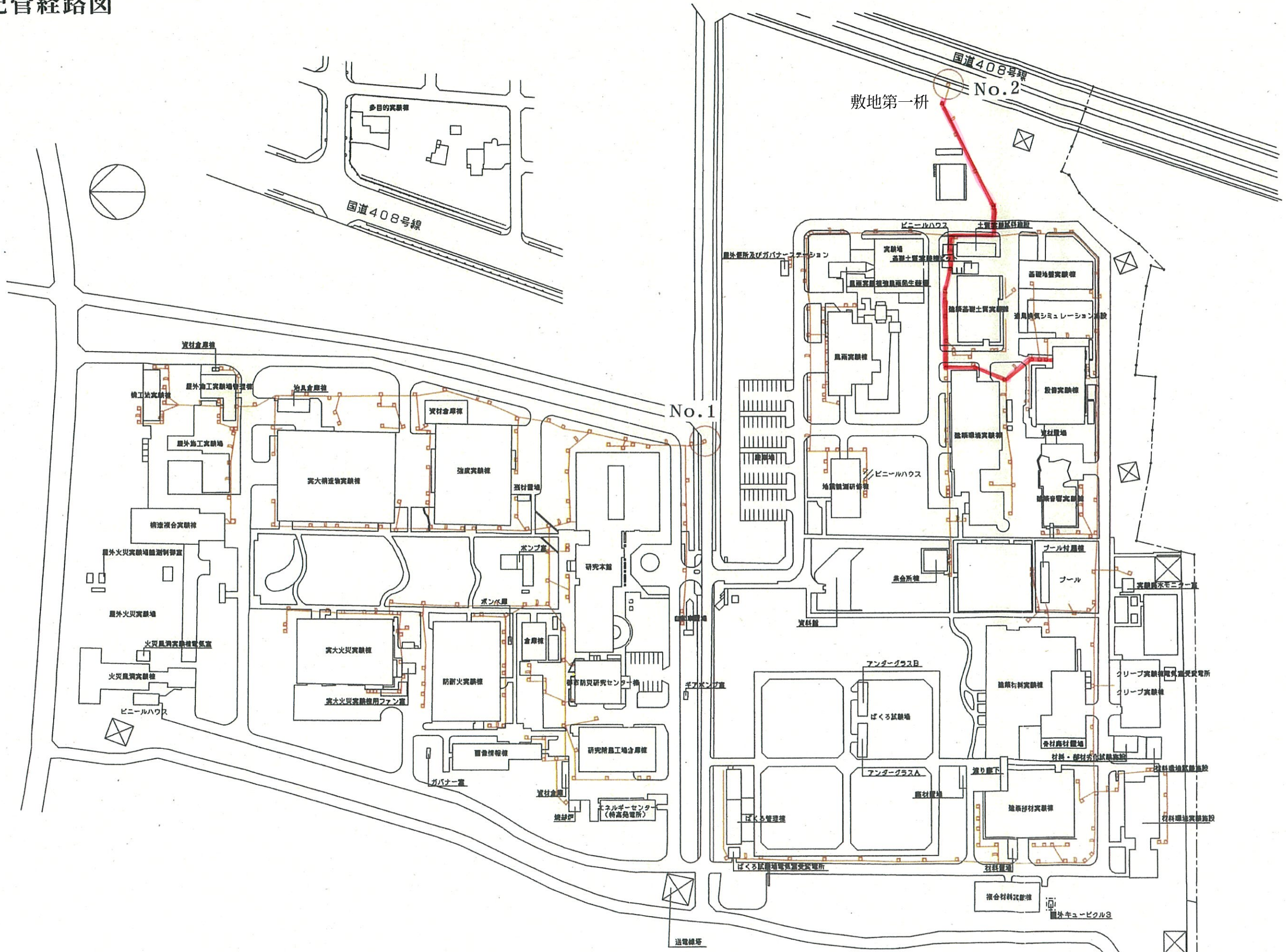
研究廃水系に放流

1階平面図 1/200

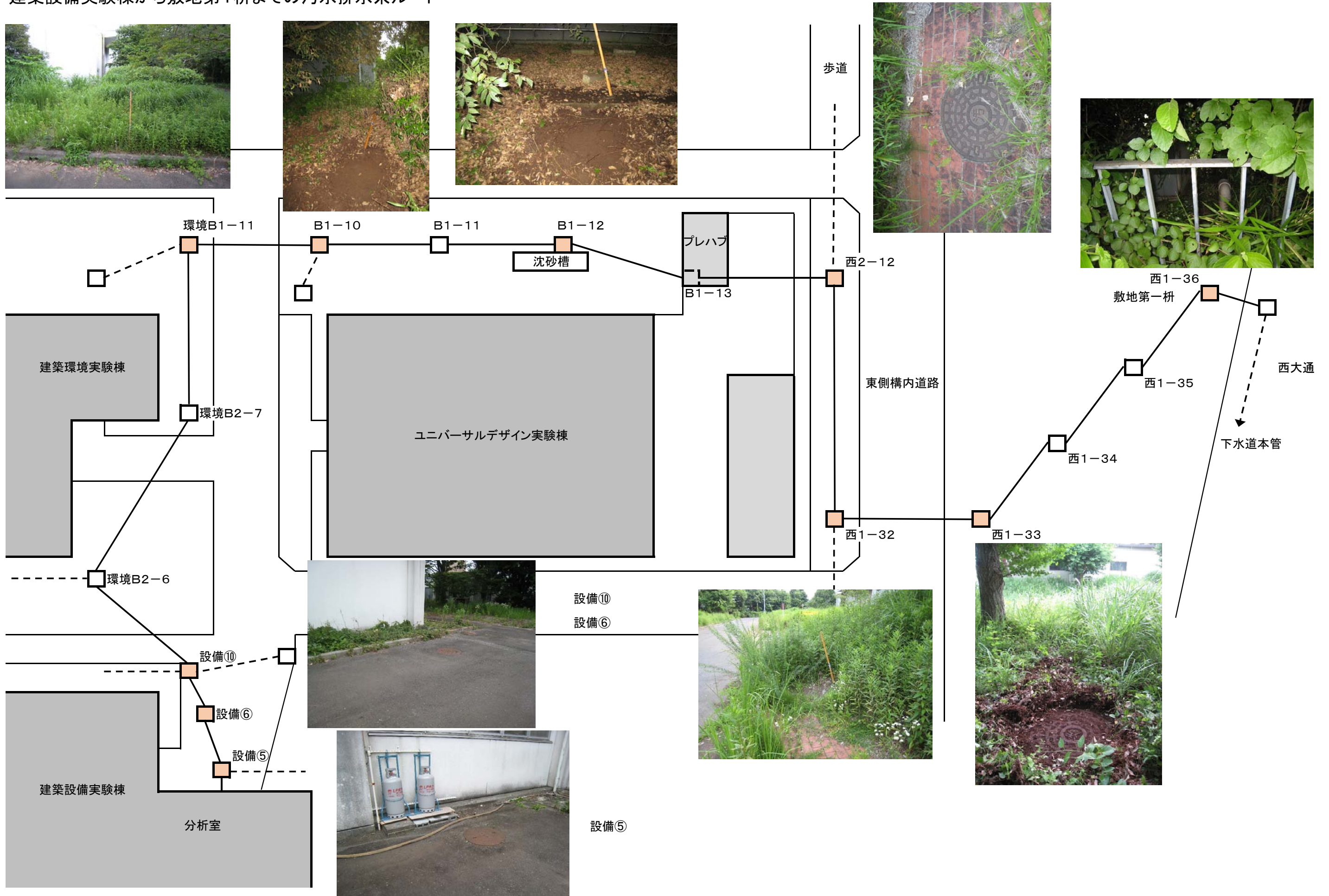
506 複合材料実験棟

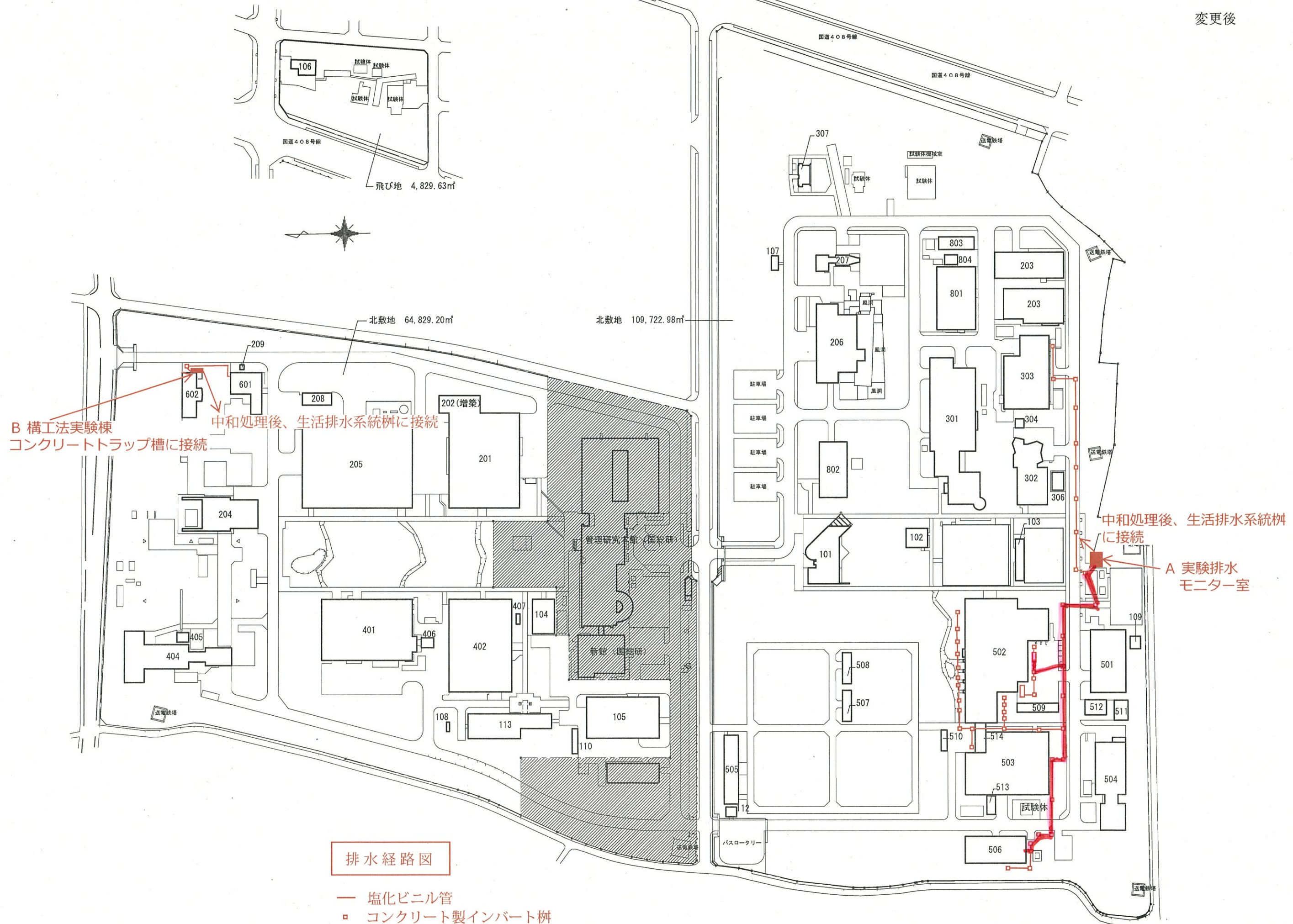
施設番号	名称	構造・規格	寸法	数量
506-1	流し台	SUS製	1100*600*300	1
506-2	地流し	コンクリート製	800*1000*200	1
506-3	地流し	コンクリート製	1100*600*200	1
506-4	床排水	格子	650*650	1
506-5	流し台	SUS製	1500*750*800	1
506-6	作業台	SUS製	600*750*250	1

汚水配管経路図



建築設備実験棟から敷地第1柵までの污水排水系ルート

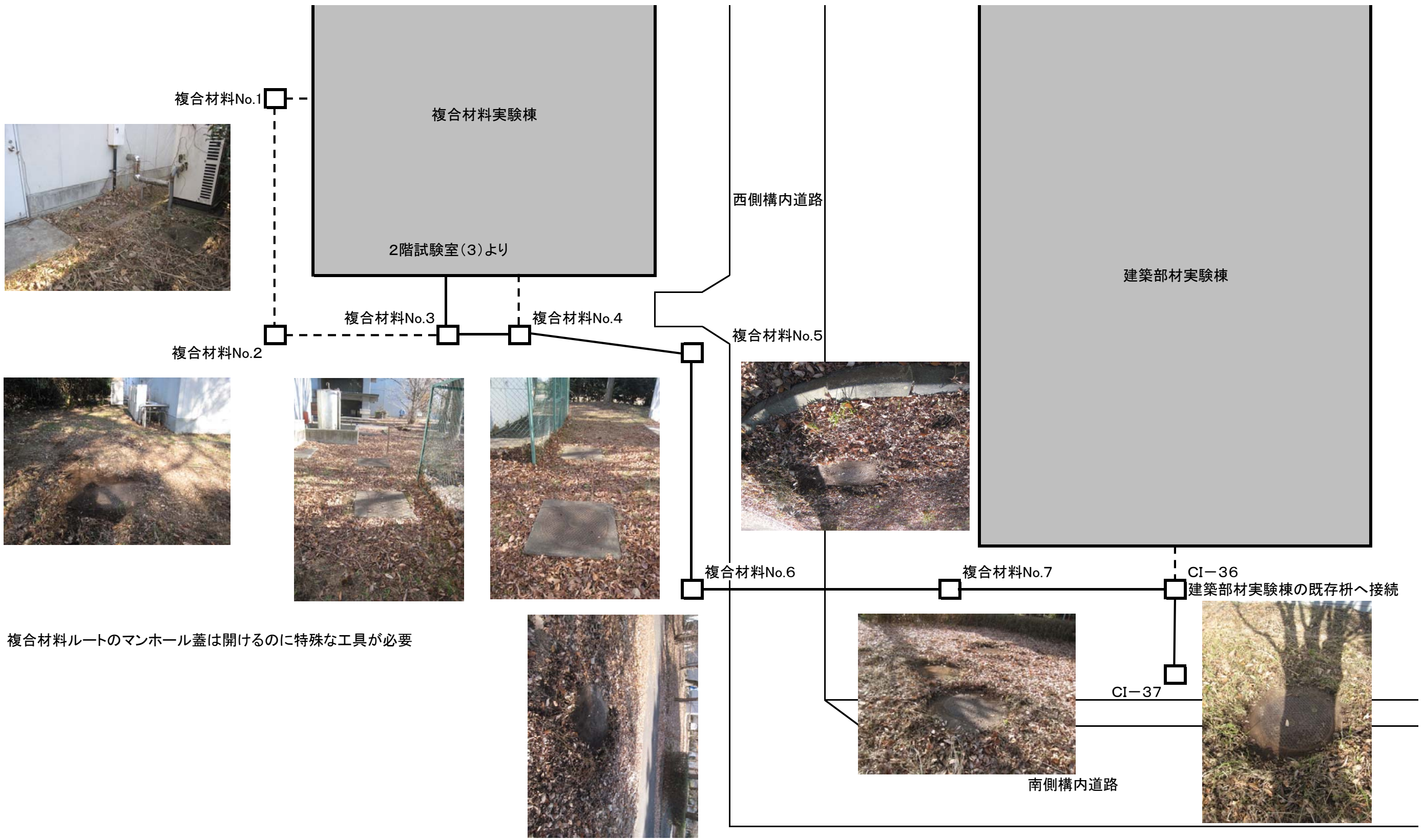




排水経路図

- 塩化ビニル管
- コンクリート製インバート樹

複合材料実験棟から建築部材実験棟までの研究廃水ルート



建築部材実験棟から実験排水モニター室までの研究廃水ルート

